



第2次 豊明市協働推進計画
(中間見直し版)

2022～2025



令和4年3月

豊明市

はじめに

近年、社会を取り巻く状況が急激に変化し、住民が抱える課題も以前とは比較にならないほど多様化し、複雑さを増しています。また少子高齢化の進展や人口減少社会の到来を起因とする人口構造の変化は、私たちの暮らしやそれを支える地域社会に大きな影響を及ぼしつつあります。また市民のライフスタイルは多様化しており、区・町内会などの担い手不足により、コミュニティや互助機能の希薄化や、区町内会行事等、運営に対する負担感が増大しています。

一方、住民の暮らしにおいては、高齢者や若者の社会的孤立、閉じこもりや引きこもり、あらゆる世代における生活困窮など、新たな生活課題が浮かび上がってきています。このように多様化、複雑化した生活課題の多くは、行政サービスや制度による公的支援、各専門機関の個別支援だけでは解決が困難であり、地域のあらゆる主体が協力し解決に向けて取り組むことの重要性がより一層高まっています。

本市はこれまで、2008年（平成20年）に第1次協働推進計画を策定、2010年（平成22年）には「豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例」を施行し、多様な主体がそれぞれの特性と役割を理解し、対等な立場で協力しあう協働参画社会を目指して取組を進めてきました。さらに2016年（平成28年）に「第2次協働推進計画」を策定し、第5次総合計画の「めざすまちの姿」を多様な主体による協働で実現するため、多様な主体の質的变化を促す取組をすすめてきたところです。

そして2022年（令和4年）には、「市民や地域相互が世代や分野を超えてつながることで市民一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域とともに作っていく地域共生社会の実現」を目指し「豊明市共生交流プラザ」がオープンします。策定から5年が経過し、地域づくりに関する国の施策動向やこれらに関連する市の施策に合わせ、適切な協働推進施策の立案のためにプランの見直しを行います。

目次

目次.....	2
序章.....	3
(1) 中間見直しの背景－社会情勢の変化と国の政策動向	3
(2) 見直しのポイント	6
(3) 計画の位置づけ	7
(4) 中間見直し後の計画期間	7
(5) 「豊明市協働推進計画 見直し版」の構成	8
第3章 協働のまちづくりの現状と課題.....	9
(1) 課題意識と行動のずれ（「地域活動及び市民活動に関する市民意識調査」結果）	9
(2) 課題意識と地域への期待のずれ（「地域活動及び市民活動に関する市民意識調査」結果）	13
(3) 今後の方向性	18
第4章 施策の展開	20
4-1 目指す姿と解決すべき課題.....	20
4-2 第2次協働推進計画（見直し版）の施策体系.....	21
4-3 施策の論理構造	22
基本施策① 参加・活動のきっかけづくり.....	23
(1) 交流・活動の機会の創出.....	23
(2) 活動資金の支援	24
(3) 地域課題や活動に関する情報共有	24
基本施策② 地域課題への関心や共感の醸成.....	25
(1) 地域の現状把握、課題分析	25
(2) 関係者間の課題共有.....	26
基本施策③ 多様な主体の協働関係の構築.....	27
(1) 多様な主体の参加促進.....	27
(2) 多主体協働による地域課題解決の実践.....	28

(1) 中間見直しの背景 – 社会情勢の変化と国の政策動向

① 住民が抱える生活課題の複雑化と価値観の多様化

昨今、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しています。例えば、社会的孤立や生活困窮、ダブルケアや 8050 問題、就職氷河期世代の就職困難等に見られる雇用を通じた生活保障の機能低下など、複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題が顕在化しつつあります。また近年大規模な災害が多発する中で、支援が必要な人の把握や、支援のしくみをつくることがより一層求められるようになりました。

一方で、従来支えあいの基盤であった地縁、血縁、社縁といった共同体の機能は低下しています。これまで地域では民生・児童委員や区町内会役員等が、住民からの相談の声を受け止め安心して暮らせる地域の実現に向けて尽力し、様々な取り組みを重ねてきました。しかしながら、少子高齢化が本格化しライフスタイルが多様化する中で、担い手の確保に苦慮しているとの声も多く聞かれます。

さらに、外国人の増加や性自認の多様化など、社会の構成員やその価値観の多様性は増しており、地域や社会がこのような多様性を受け止める力を高めることが一層求められるようになってきました。このように、地域の多様な担い手を発掘し、その連携を強めることにより、一人ひとりを支えあう地域力を向上させていくことは、あらゆる政策テーマにおいて極めて重要になっています。

② 社会課題を解決する新たな仕組みや考え方

これまで社会課題解決を目的とした活動は、NPOが中心となり公的機関からの補助金等を財源として活動が行われてきましたが、近年は、クラウドファンディングの普及、休眠預金等活用法の施行、ふるさと納税の活用等、新たな資金調達の手法が生まれてきています。

また、2015年（平成27年）に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）を受け、我が国においてもアクションプランを策定し、民間企業が自社のビジネスを通じて社会課題解決を図る取組や、ソーシャルビジネスの創発に対する社会の関心が高まってきました。

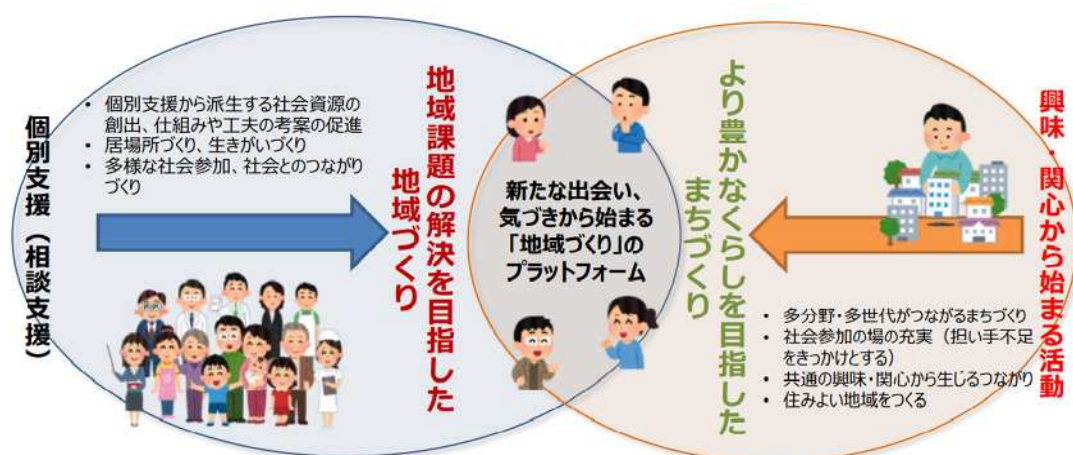
さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた施策として、リモートワークによる働き方の変化、生活行動が変わったことによる消費動向の変化等が生じています。これらの社会変化は、市民協働のあり方や、地域社会への市民の関わりに大きな変化をもたらしていくと考えられます。

③「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

地域共生社会とは、ニッポン一億総活躍プラン（2016年（平成28年）6月2日閣議決定）において提案された理念です。「制度・分野の枠や、『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る」（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会【最終とりまとめ2019年（令和元年）12月26日】）こととされています。そして、これを実現していくためには「①住民同士が出会い参加することができる場や居場所の確保に向けた支援、②ケアし支えあう関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能」の2つの機能を確保するための事業を実施すべきとされました。

すでに「地域包括ケア」の分野においては、介護保険の「地域支援事業」として2018年（平成30年）度内に、全市町村において第1層、第2層の生活圏域に生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置が求められてきたところであり、本市でも2016年（平成28年）に整備してきました。

さらに、2021年（令和3年）4月施行の改正社会福祉法では、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を制度横断的に一体的に実施していくため、「重層的支援体制整備事業」が創設され、庁内の横の連携を強化し、福祉制度を活用した包括的な地域づくりを行っていくことが求められるようになりました。本市においても、2022年（令和4年）度より「重層的支援体制整備事業」に着手することとなっています。



（出展：厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働に関する検討委員会」資料）

④豊明市共生交流プラザ「カラット」の開設

2022年(令和4年)度に、旧唐竹小学校跡施設が、「豊明市共生交流プラザ(愛称:カラット)」としてオープンします。「豊明市共生交流プラザ条例」の第2条では、本施設の設置目的として、「市民や地域相互が世代や分野を超えてつながることで市民一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域とともに作っていく地域共生社会の実現」を目指すとしています。

誰もが社会から取り残され孤立することなく、地域のつながりの中で、安心して心豊かに暮らすことができるためには、これまでのように「支援を必要とする方」に対して「担い手」として期待される「ボランティア活動」「市民活動」などといった活動だけでなく、個人の興味関心が湧きやすい「趣味活動」「生涯学習活動」等、あらゆる活動や市民の力を活かしていくことが大切であるとされています。

共生交流プラザは、多くの活動室等を有しており、多世代、多分野の市民活動の場となるだけでなく、市民の生涯学習や高齢者の生活支援、外国籍市民への支援機能を備えており、子育て支援センターや児童発達センターを併設していることから、**支援が必要とされる方や社会とのつながりが必要な方と、それを提供できる活動や団体との出会いや互助活動が生まれる場**となっていくことが期待されています。

共生交流プラザを地域の核として、人と人、人と社会がつながり、市民の関心に応じた多様な活動と出会うこと、さらには市民が地域課題への気づきや学びを得る機会を創出することで、市民が生きがいと役割を持ち、誰もが孤立することなく暮らすことができる「地域共生社会の実現」を目指していきます。

(2) 見直しのポイント

① 持続可能な開発目標 (SDGs) との関連

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標 (SDGs) は、17の目標 (ゴール)、169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。持続可能な社会の構築に向けて、自治体をはじめとした多様なステークホルダーに様々な取り組みの推進や連携の強化が求められているところです。本計画の推進により、SDGs 17の目標 (ゴール) のうち、特に「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」を通じて、「目標11 住み続けられるまちづくりを」の達成を図ります。

② 事業と評価における考え方

「協働」はそれ自体が目的ではなく、**多岐にわたる個別の政策目標の実現や地域課題解決のための手法**です。そのため本計画は地域課題に共に取り組む多様な主体の質的变化を促し、各個別計画の実現を下支えするものであり、個別事業実施計画とは性格を異にします。本計画の各種施策の評価にあたっては、本計画の施策がもたらす直接の結果だけを見るのではなく、**多主体の協働による実践が個別の政策にどのような質的变化をもたらし、結果的に地域づくり全体にどのような影響を与えるか**まで見据える必要があります。

こうしたことから、本計画では、社会的インパクト評価の考え方を取り入れ、「各種施策 (働きかけ) を実施すれば、多主体にこのような認識や行動の変化が生まれ、その結果、市民や地域はこのような状態になるだろう」という仮説を立て、アウトカムや社会的なインパクトにつながる因果関係を示したストーリー (施策の論理構造) ※を示します。そのうえで、各施策についてアウトプットやアウトカムへのつながりを確認することで、施策を柔軟に見直し PDCA サイクルを回していきます。

※今回の見直し前の第2次協働推進計画においては、庁内各部署の事務事業を5段階の協働レベルで集計し、協働の全体像を把握する「協働ラベリング」を実施していました。しかし、「協働ラベリング」が単に事務事業の分類や定点観測にとどまり、各施策における協働の進捗を確認するまでには至らなかったことから、評価に関する方針を改めるものです。

③当初プランを維持する部分と見直す部分

中間年の見直しであることから「計画の基本的な考え方」や「協働の理念」などはプランの骨格として基本的に維持し、新たな対応が求められる事項などの部分的な見直しを行います。

特に、見直しにあたり実施した「地域活動及び市民活動に関する市民意識調査」※の結果から、「目指す姿」と「課題」及び「施策の論理構造」を設定し、施策の全体の組み換え及び見直しを行います。

※豊明市の住民基本台帳から無作為抽出した40歳以上79歳以下の市民1,000名を対象（2021年6～7月実施）。回答率42.2%

（3）計画の位置づけ

第5次総合計画（2016年（平成28年）度から2025年（令和7年））では、まちの未来像を「みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ」とし、多くの市民が重要と考えた40の「めざすまちの姿」の実現を目標に掲げ、この目標を達成するために、誰もが自らまちづくりの主体者となる地域づくりを目指していくこととしています。

本計画は、この「めざすまちの姿」や、各種分野別計画が描く目標を、多様な主体により実現するため、関係者間の友好的な協働関係を築き、課題解決に向けた取組を推進する土台づくりを行うための計画とします。

（4）中間見直し後の計画期間

第2次協働推進計画の期間は、2016年（平成28年）度から2025年（令和7年）度の10年間であるため、見直しによる計画期間は、2022年（令和4年）度から2025年（令和7年）度の4年間とします。

(5)「豊明市協働推進計画 見直し版」の構成

「第1章 計画の基本的な考え方」および「第2章 協働の理念」については当初のプランをそのまま適用します。

このため「第2次豊明市協働推進計画 中間見直し版」では、見直しが必要な「第3章 協働のまちづくりの現状と課題」と「第4章 施策の展開」を掲載し、当初プランの章番号を踏襲した構成とします。

当初プランの構成	中間見直しの構成
	序章 中間見直しの基本的な考え方
第1章 計画の基本的な考え方	
第2章 協働の理念	
第3章 協働のまちづくりの現状と課題	第3章 協働のまちづくりの現状と課題
第4章 施策の展開	第4章 施策の展開
参 考 資 料	
	参 考 資 料

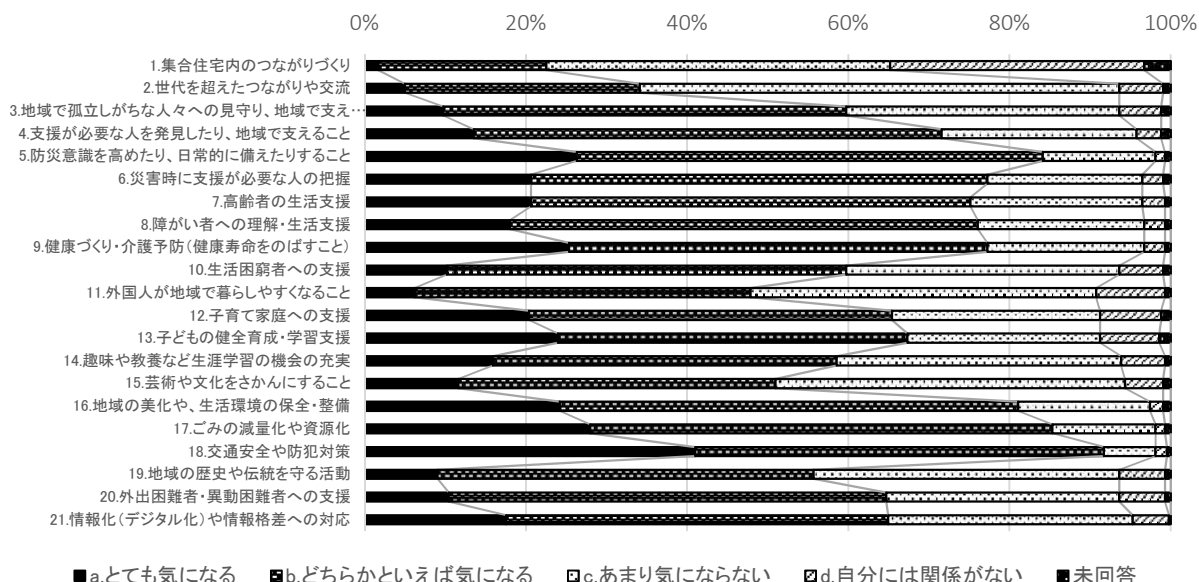
第3章 協働のまちづくりの現状と課題

(1) 課題意識と行動のずれ (「地域活動及び市民活動に関する市民意識調査」結果)

少子高齢化や世帯構成の変化、また外国人人口の増加など、地域を取り巻く課題は常に変化していきます。市民の関心が高い課題と、自分が参加している又は参加したいと感じる課題は何かを把握し、その間にずれが生じているかどうかを調査しました。

「地域活動及び市民活動に関する市民意識調査」：豊明市の住民基本台帳から無作為抽出した 40 歳以上 79 歳以下の市民 1,000 名を対象 (2021 年 6~7 月実施) 回答率 42.2%

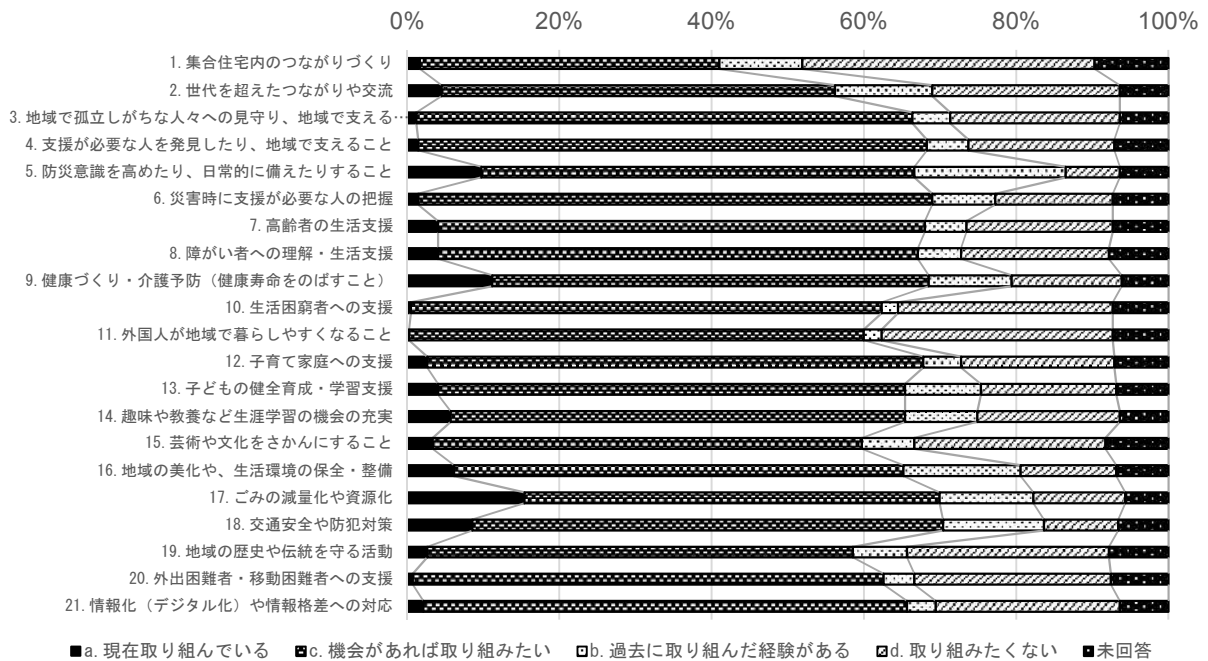
① 課題意識



【図 1 興味・関心のある問題】

- 70%以上の回答者が「とても気になる」「どちらかといえば気になる」と答えた興味・関心のある問題は【4.支援が必要な人を発見したり、地域で支えること】【5.防災意識を高めたり、日常的に備えたりすること】【6.災害時に支援が必要な人の把握】【7.高齢者の生活支援】【8.障がい者への理解・生活支援】【9.健康づくり・介護予防】【16.地域の美化や、生活環境の保全・整備】【17.ごみの減量化や資源化】【18.交通安全や防犯対策】でした。
「非常時の安全や老後の生活に関わること」や「住宅や生活環境に関すること」など、自分の生活に直接関わることについては関心が高いようです。
- しかし【11.外国人が地域で暮らしやすくなること】や【1.集合住宅内のつながりづくり】
 【2.世代を超えたつながりや交流】は、関心が50%を切っていることから、**自分自身が直接必要としていないことや一部の人が抱える問題は、地域全体の課題として認識されにくい**のかもしれません。

②参加への意欲

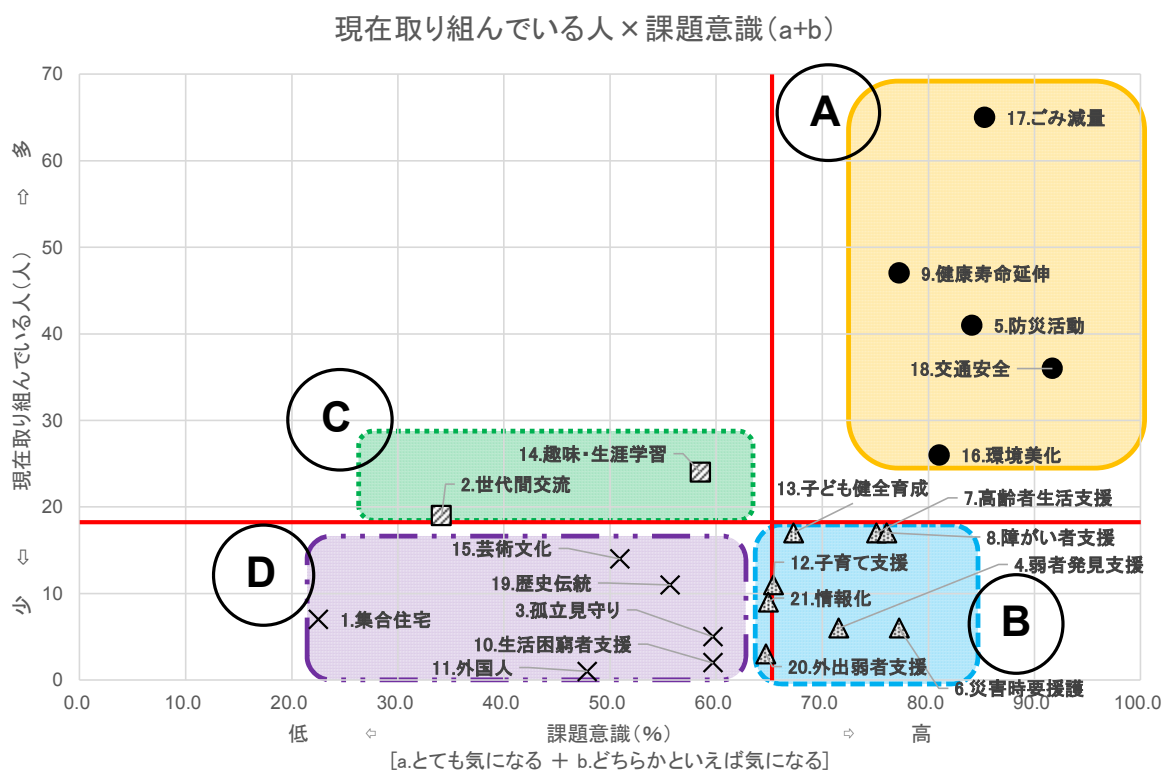


【図 2 あなたの活動について】

- それぞれの課題について「現在取り組んでいる」と答えた人が多いものは【5.防災意識を高めたり、日常的に備えたりすること】【9.健康づくり・介護予防(健康寿命を伸ばすこと)】【17.ごみの減量化や資源化】【18.交通安全や防犯対策】でした。「①課題意識の差」と比較し、課題意識の高い課題は、実際に取り組まれている傾向にあります。
- 反対に、「あまり取り組みたくない」と答えた人が多い課題は【1.集合住宅内のつながりづくり】【10.生活困窮者への支援】【11.外国人が地域で暮らしやすくなること】【15.芸術や文化をさかんにすること】【19.地域の歴史や伝統を守る活動】【20.外出困難者・移動困難者への支援】など、課題意識の低いものは取り組みへの意欲も低い傾向です。

③課題意識と行動のずれ

活動について「現在取り組んでいる人」と「課題意識」の高さを掛け合わせて図表化した。それぞれの値の平均値に線を引き、A~Dの4つのグループに分けた。



【図 3 課題意識と取り組み】

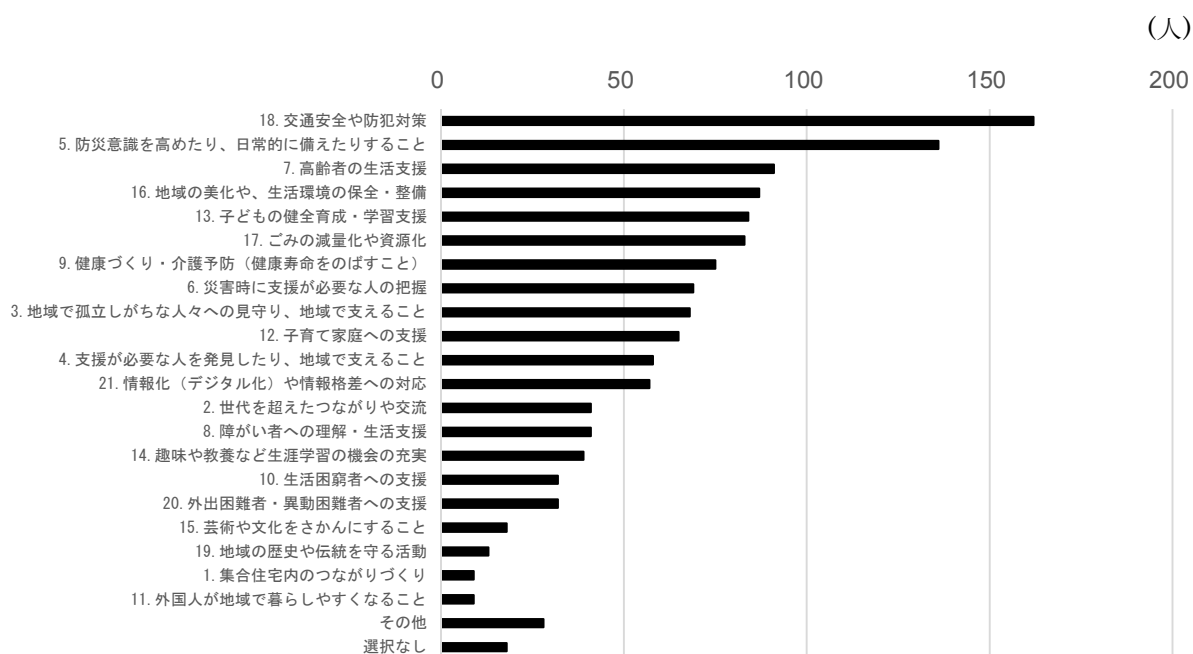
- Aグループは「課題意識が高く、かつ、自らの行動に結びついているグループ」です。このグループに含まれるのは【17.ごみの減量化や資源化】【9.健康づくり・介護予防（健康寿命を延ばすこと）】【5.防災意識を高めたり、日常的に備えたりすること】【18.交通安全や防犯対策】【16.地域の美化や、生活環境の保全・整備】です。
- Bグループは、「課題意識は高いものの、取り組んでいる人が少ないグループ」です。このグループに含まれるものは【13.子どもの健全育成・学習支援】【12.子育て家庭への支援】など、特定の年代が共通して抱える課題や、【8.障がい者への理解・生活支援】【4.支援が必要な人を発見したり、地域で支えること】【20. 外出困難者・移動困難者への支援】などがここに当てはまります。

- Cグループは、「課題意識は低いものの、取り組んでいる人が多いグループ」です。【2.世代を越えたつながりや交流】【14.趣味や教養など生涯学習の機会の充実】がここに当てはまります。
- Dグループは「課題意識も低く、取り組みも少ないグループ」です【15.芸術や文化を盛んにすること】【19.地域の歴史や伝統を守る活動】のほか、【3.地域で孤立しがちな人々への見守り、地域で支えること】【10.生活困窮者への支援】【11.外国人が地域で暮らしやすくなること】などがここに当てはまります。

(2) 課題意識と地域への期待のずれ(「地域活動及び市民活動に関する市民意識調査」結果)

地域で気になることや、心配なことがある場合、それがどんなに解決してほしい課題であっても、それに取り組めば「解決できそうだ」という実感が住民に沸かなければ、それらの課題は地域で手をつけられることなく見過ごされ、埋もれてしまいます。市民の関心が高い課題について、市民が地域に「解決を期待する課題」と「期待しにくい課題」は何かを明らかにしました。

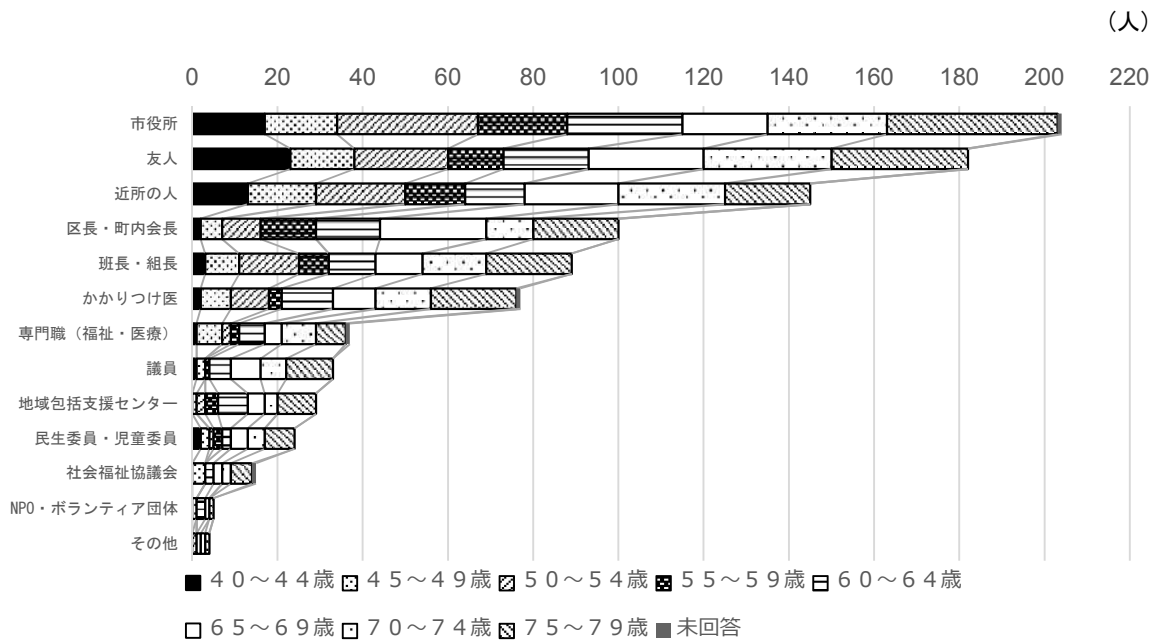
① 地域への期待感



【図 4 地域に求めていること】

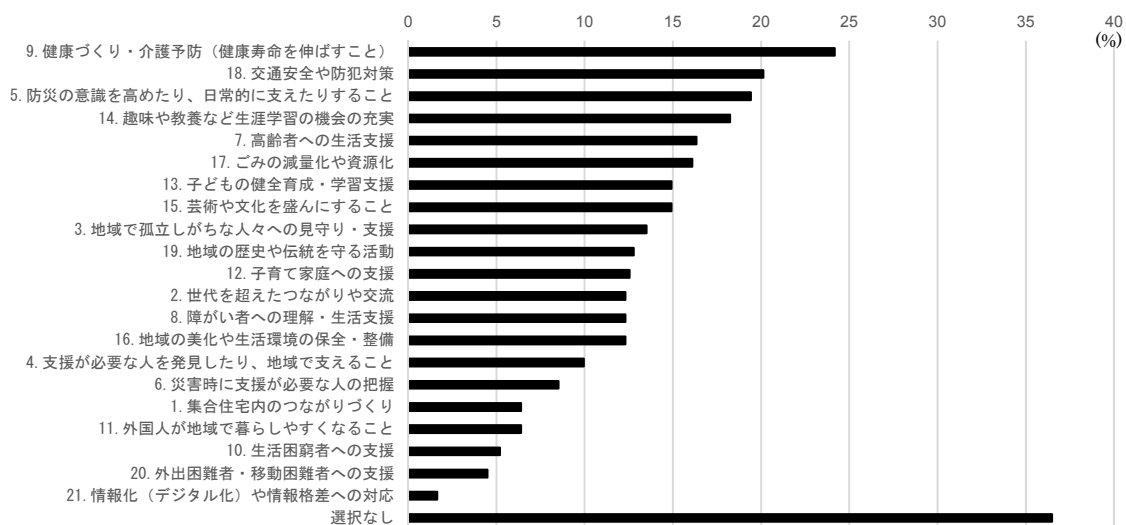
- 地域に取り組みを期待している課題としては、【18.交通安全や防犯対策】、【5.防災意識を高めたり、日常的に備えたりすること】が多い傾向にありました。これら防犯パトロールや避難訓練などの取り組みは、実際に一般的に地域で行われており、活動が見えやすいものと言えます。
- 一方、【4.支援が必要な人を発見したり、地域で支えること】、【8.障がい者への理解・生活支援】、【10.生活困窮者への支援】、【20.外出困難者・移動困難者への支援】といった弱者に対する支援については地域に期待を持ちにくい傾向にあります。

②協働して取り組む主体の認知不足



【図 5 地域で気になることの相談先】

- 地域で気になることやどうにかしてほしいと思っていることがあった時、家族以外の相談先として、真っ先に挙がるのは「市役所」でした。次に「友人」、「区・町内会長」「班長・組長」等の地域組織、そして「かかりつけ医」、「専門職」といった医療・福祉の専門職と続いています。NPO・ボランティア団体に相談すると回答した人は少数です。地域の困りごとは行政で解決できるとしている人が比較的多いと言えそうです。

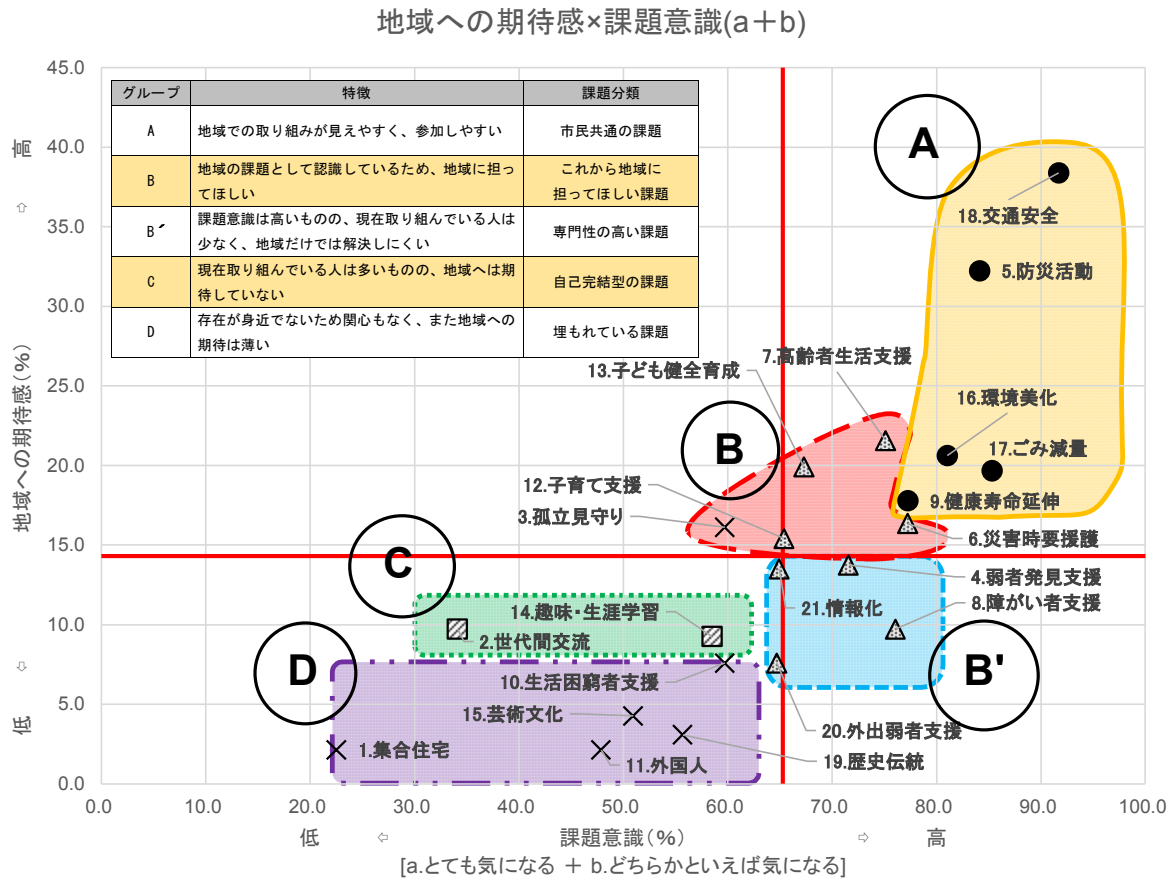


【図 6 各テーマで活動するグループ・団体の認知度】

- 市内で各テーマの取組をしているグループや団体について知っているかを尋ねたところ、それぞれの分野ごとの認知度は高いものでも25%未満でした。特に、障がい者、生活困窮者、外出弱者、情報弱者等への支援や、支援を要する方の発見等、専門性の高い分野については、市民の関心は高いものの、そのような分野のグループや団体が認知されていないため、地域で解決できる実感がわきにくい現状がありそうです。
- 営利・非営利活動問わず、地域のあらゆる主体は地域の課題解決につながる強みや専門性を持っています。今後は多様な専門性を持った主体と住民を繋げるコーディネーター的役割が必要となりそうです。

③課題意識と地域への期待値のずれ

活動について「地域への期待感」と「課題意識」の高さを掛け合わせて図表化した。それぞれの値の平均値に線を引き、【図3】と比較した。



【図7 課題意識と地域への期待】

○ **A：「市民共通の課題」**

A グループは現在取り組んでいる人が多く、同様に地域への期待感も高いです。このグループにある課題は広く認識されており、また自分でも地域でも取り組みをしたいと思われるものと言えます。特に【5.防災意識を高めたり、日常的に備えたりすること】【18.交通安全や防犯対策】【16.地域の美化や、生活環境の保全・整備】【17.ごみの減量化や資源化】などは、地域での取り組みが見えやすく、参加しやすいと感じているのかもしれませんが。

○ **B：「これから地域に担ってほしい課題」**

B の【7.高齢者の生活支援】【13.子どもの健全育成・学習支援】【6.災害時に支援が必要な人の把握】【12.子育て家庭への支援】は、現在取り組んでいる人は少ないものの、これらは地域の課題として認識されているため、地域への期待感の高い課題といえます。

○ **B'：「専門性の高い課題」**

B' は、課題意識は高いものの、現在取り組んでいる人は少なく、また地域への期待感も低いものです。【4.支援が必要な人を発見したり、地域で支えること】【8.障がい者への理解・生活支援】【21.情報化や情報格差への対応】【20.外出困難者・移動困難者への支援】のようなある一定の専門性を要する課題は地域では担えないと捉えているのかもしれませんが。

○ **C：「自己完結型の課題」**

C グループは、現在取り組んでいる人は多いものの、地域に対してはあまり期待していないことが分かりました。【2.世代を超えたつながりや交流】【14.趣味や教養など生涯学習の機会の充実】は、自分や家庭の中で完結しているもので、地域の誰かに求めているものではないようです。

○ **D：「埋もれている課題」**

【10.生活困窮者への支援】【11.外国人が地域で暮らしやすくなること】は、存在が身近でないため関心もなく、また地域への期待が高まっていない課題と言えます。また【15.芸術や文化をさかんにすること】【19.地域の歴史や伝統を守る活動】は、課題と感じるほど日常の中で困っておらず、また生活の中ですでに満たされているものと感じているのかもしれませんが。

(3) 今後の方向性

①課題の設定

「環境美化、交通安全、防災、介護予防等の活動」については、市民の関心が高く、かつ、これまでも地域でも取り組まれている活動である一方、「子育て支援や、孤立している方への支援、高齢者の生活支援」は、関心は高く、**地域への期待は高いものの、参加している市民はまだ少ない**という実態が明らかになりました。また、「障がい者、困窮者、外出弱者、情報弱者等への支援や、支援を要する方の発見等、専門性の高い分野」については、**市民の関心は高いものの、そのような専門性を持つ団体や相談先が認知されていないため、地域で取り組める実感が沸きにくい分野**であるという現状が見えてきました。加えて、社会的に重要な課題であっても、**自分自身が直接必要としていないことや一部の人が抱える問題は、地域全体の課題として認識されにくい**という現実も見えてきました。

以上の調査結果から、以下の3つの課題が浮かび上がってきました。

①地域で埋もれがちな課題の顕在化

社会的に取り上げられている課題については認知しているものの、自分の暮らしに直接関心がないテーマについては、課題自体が認知されていない

②当事者意識・共感の醸成

課題意識があり地域に担ってほしいと思っている課題についても、他者への依存になっており、自ら主体的に関わろうというところまで意識や共感が高まっていない

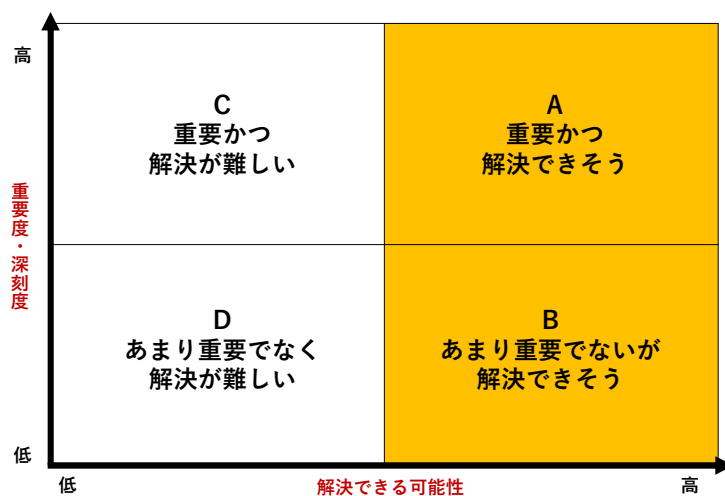
③解決可能性への手ごたえ

専門的な知識等が必要になる分野の課題については、自分たちだけで解決できそうという実感がわからないため、取り組み意欲が高まらない。地域のさまざまな課題に対し、それらを解決できる知識や経験のある関係者を結びつけたり、活用できる地域の社会資源を新たに見つけたり、創ったりするコーディネーター的機能が不足している

②課題の優先順位

地域住民の関心が高く、解決が望まれる課題であっても、それが「解決できる課題」か「今、取り組むべき課題」かは、別問題です。地域課題の解決に向けて地域のさまざまな関係者が動き出すきっかけは、人と人との出会いや、地域課題への気づき、関係者の心の動き、組織体制の変化など、さまざまな偶然の要素が重なり合って生まれるものです。計画どおり、思惑どおり関係者が動くわけではありません。また、「取り組むべき課題」を見誤り、解決できそうもないものから取り組もうとすると、苦勞して取り組んだ割に成果が上がらず、関係者は疲弊し、結果として、課題解決に一番重要な関係者の「解決に向かう意欲」が失われてしまいかねません。

こうしたことから、**多くの地域の関係者と共に取り組む課題においては、少し工夫すれば、ちょっと知恵を絞れば解決できそうな課題（図：A、B）から取り組んでいくこととします。解決できそうなものから取り組むと、関わった関係者に少しずつ成功体験が生まれ、自信につながり、次には解決が難しい課題にも挑戦してみようという意欲が高まり、好循環が生まれていくから**です。

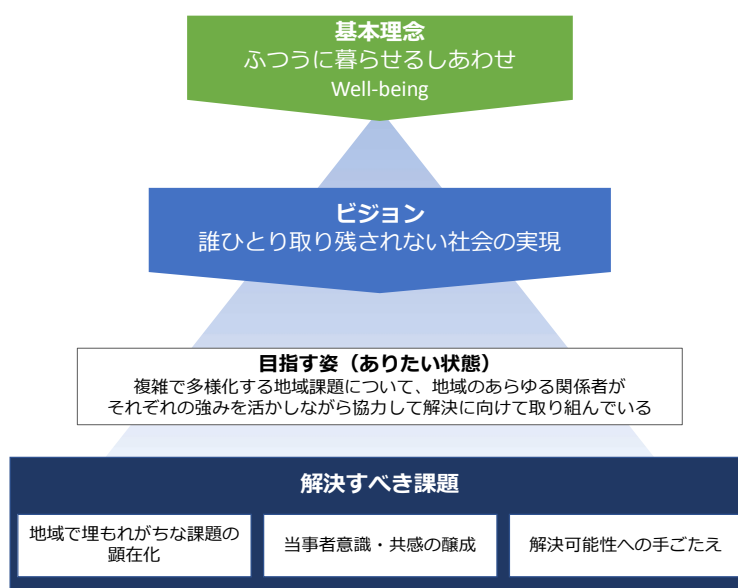


第4章 施策の展開

4-1 目指す姿と解決すべき課題

市民意識調査より明らかになった現状から、本計画を通じて達成したい目指す姿（ありたい状態）、および解決すべき課題を下記のとおり設定します。

目指す姿（ありたい状態）	複雑で多様化する地域課題について、地域のあらゆる関係者がそれぞれの強みを生かしながら協力して解決に向けて取り組んでいる
課題 ※目指す姿を達成するために解決すべきこと	<ul style="list-style-type: none"> ①地域で埋もれがちな課題の顕在化 ②当事者意識・共感の醸成 ③解決可能性への手ごたえ
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ①参加・活動のきっかけづくり ②地域課題への関心や共感の醸成 ③多様な主体の協働関係の構築



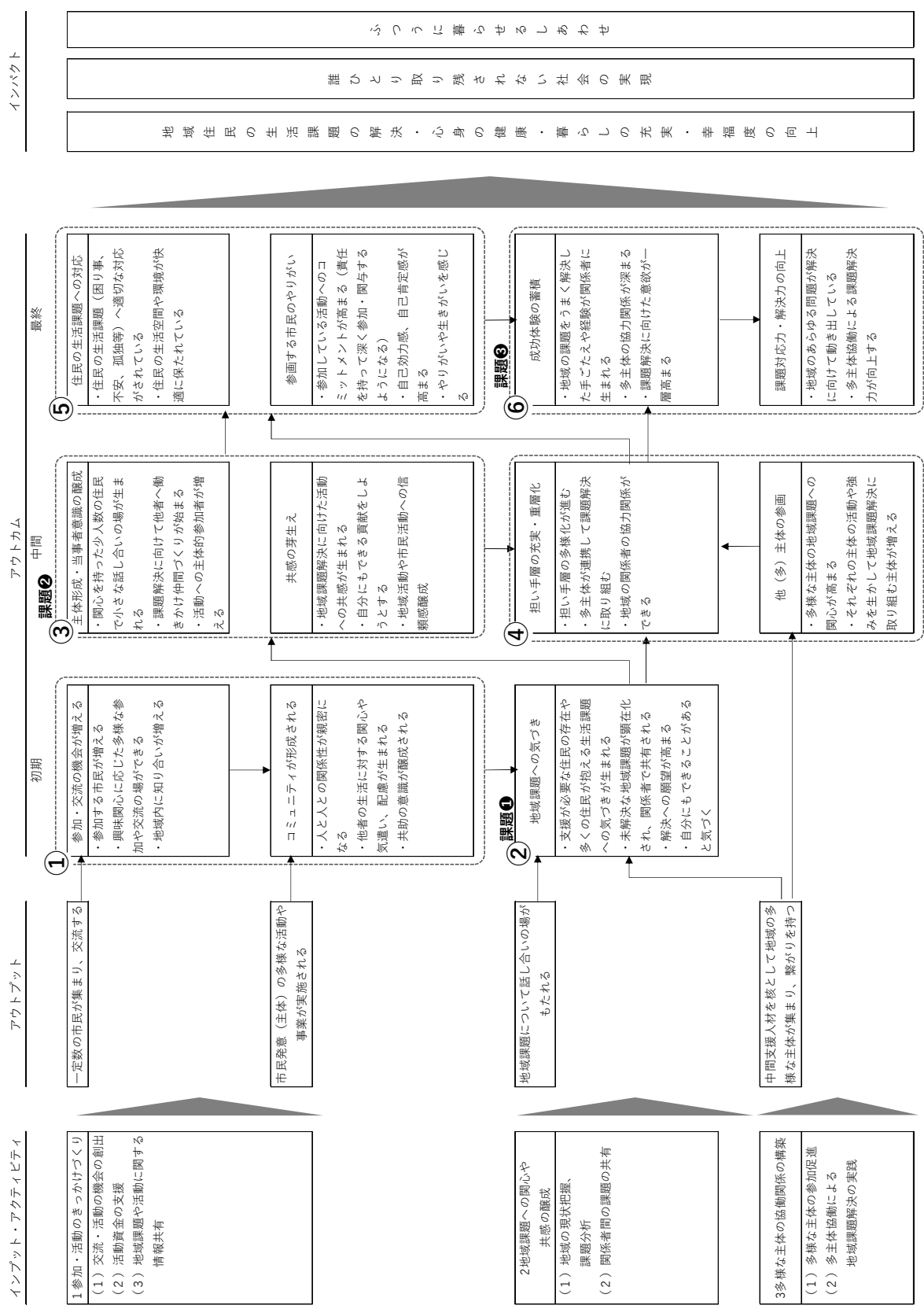
4-2 第2次協働推進計画（見直し版）の施策体系

基本理念	ふつうに暮らせるしあわせ（well-being）
ビジョン	誰ひとり取り残されない社会の実現
目指す姿	複雑で多様化する様々な地域課題について、地域のあらゆる関係者がそれぞれの強みを活かしながら協力して解決に向けて取り組んでいる
課題	①地域で埋もれがちな課題の顕在化 ②当事者意識・共感の醸成 ③解決可能性への手ごたえ

基本目標	施策の柱	施策の内容
1 参加・活動 のきっかけ づくり	1-1 交流・活動の機会の創出	(1) 交流・活動機会の創出 (2) 地域の多様な場の活用
	1-2 活動資金の支援	(1) 区・町内会に対する補助金・交付金 (2) 市民主体の公益的活動への財政支援
	1-3 地域課題や活動に関する情報共有	(1) 地域社会活動等に関する情報の収集及び提供
2 地域課題へ の関心や共 感の醸成	2-1 地域の現状把握、課題分析	(1) 制度分野横断的な定量的データ、定性的情報の収集
	2-2 関係者間の課題共有	(1) 地域課題についての協議の場(協議体) (2) 多様な主体の学習機会の提供
3 多様な主体 の協働関係 の構築	3-1 多様な主体の参加促進	(1) 潜在的関心層の掘り起こし (2) 地域の多様な主体の参加促進
	3-2 多主体協働による地域課題解決の実践	(1) 中間支援機能の充実 (2) 多主体協働による地域課題への取組の実践

4-3 施策の論理構造

複雑で多様化する地域課題について、地域のあらゆる関係者がそれぞれの強みを活かしながら協力して解決に向けて取り組んでいる
①地域で埋もれがちな課題の顕在化、**②**当事者意識・共感の醸成、**③**課題解決可能性への手ごたえ



基本施策① 参加・活動のきっかけづくり

市民が自らの興味関心に応じて参加できる多様な場の創出により、身近な地域で人と出会い交流を深めるきっかけを作り、親密な人間関係を構築できるようにします。それにより、同じ地域に住む他者への気遣いや配慮から地域に対する関心や共助の意識の醸成につなげていきます。

(1) 交流・活動の機会の創出

施策	内容	強化方針
交流・活動機会の創出	<p>地域で支えられる体制を強化していくためには、「ボランティア活動」「市民活動」などといった、従来より「担い手」として期待される活動だけでなく、個人の興味関心が湧きやすい「趣味活動」「生涯学習活動」等、あらゆる活動や市民の力を活かしていくことが大切であるとされています。</p> <p>市民が自分の興味関心に応じて参加できる多様な機会を創出し、共通の関心事や活動を通じた人と人とのつながりを形成していくものです。</p>	<p>共生交流プラザをはじめ公共施設や、地域の集会所等で多様な活動が展開されるよう、活動の把握及び側面支援と情報共有を行っていきます。</p>
地域の多様な場の活用	<p>公共施設や地域の集会所のみならず、地域のあらゆる資源を活用し、市民が負担なく参加できる身近な地域で多様な活動が実施されるようにしていきます。</p>	<p>市民の多様な活動は、公園、道路等の屋外や、個人宅、さらには民間企業等が提供するスペースを活用して実施している例もあることから、地域の多様な場の把握や確保に努めます。</p>

(2) 活動資金の支援

施策	内容	強化方針
区・町内会に対する補助金・交付金	区・町内会等が、安定的に地域の生活環境の整備や地域住民の福祉等に資する活動を行えるよう、財政的支援を行います。	区・町内会等の活動が、地域の住民に生じている新たな課題に対応した活動を実施できるよう、資金等の提供のみならず、事業実施にかかる側面的な助言、支援を強化していきます。
市民主体の公益的活動への財政支援	市民が地域の課題解決に向けて主体的に取り組む活動の発展と活性化を図るため、財政的支援を行います。	市民提案型まちづくり事業等により、市民発意の事業の立ち上げ時の活動資金の支援を行うとともに、事業実施にかかる側面的な助言、支援を強化していきます。

(3) 地域課題や活動に関する情報共有

施策	内容	強化方針
地域社会活動等に関する情報の収集及び共有	地域課題解決に向けた取り組みに対して、市民の共感を醸成し、参加を促していくためには、地域で取り組んでいる課題や多様な主体が行う活動が市民の目にとまることが不可欠であることから、情報収集、発信に係る一連の取組を行うものです。	<p>情報化社会の進展によって、情報発信方法も受信方法も多種多様な状況です。そのため、回覧板等による紙媒体と HP、SNS 等の電子媒体の双方を活用していきます。</p> <p>なお、情報収集や共有にあたっては、地域の課題解決や価値づくりに取り組む個人や小さなグループの地道な活動を丁寧に取り上げることで、多くの市民に認知されるようにし、共感の輪を醸成していきます。</p>

基本施策② 地域課題への関心や共感の醸成

市民が抱える多様な不安や課題について、地域の関係者と共に解決に向けて取り組み、状況を改善していくためには、地域で起こっている問題や、地域から見えにくくなっているものの確実に存在しており対応が必要な問題が、まずは市民に認識されていること重要です。地域課題を見過ごされることなく掴み、柔軟に多様な関係者と話し合いの機会を設けていくことで解決に向けた関係者の共感を醸成していきます。

(1) 地域の現状把握、課題分析

施策	内容	強化方針
制度分野横断的な 定量的データ、 定性的情報の収集	各種統計調査やアンケート調査等による定量的データや、地域の関係者からの情報提供や相談、福祉的問題の個別事例検討から見えてくる地域課題のヒントを収集・可視化し、地域が抱える問題の発見、的確な課題分析、優先順位の判断が行えるようにするものです。	制度、分野、施策ごとに各課で実施される調査等について、庁内において連携して実施し、地域の関係者と協働しながら解決しなければならない地域課題を明らかにしていきます。 また、住民一人ひとりが抱える個別の課題から地域課題を検討していく場として、「地域ケア会議(多職種合同ケアカンファレンス等)等」の場を活用していきます。

(2) 関係者間の課題共有

施策	内容	強化方針
<p>地域課題についての協議の場(協議体)</p>	<p>地域が抱える課題について、区、町内会や市民活動団体や、専門機関、教育機関、民間企業等、地域の多様な関係者が協働して解決に向けて取り組むことができるよう、適宜、柔軟に話し合いの場を設け、課題への気づきや解決への意欲を高めていくものです。</p>	<p>かねてより区町内会で行われている包括的、網羅的な議題を扱う会議のみならず、新たな地域課題へ関心を持つ多様な関係者による小さな話し合いの場を地域住民とともに設けていきます。</p> <p>なお、すでに介護保険分野では、国から第1層(市全域)、第2層(生活圏域)において「協議体」の設置が求められており、本市では各行政区等において「福祉委員会」の立ち上げを推進していることから、会議等の重複を避けるため「福祉委員会」を活用しながら進めていきます。</p>
<p>多様な主体の学習機会の提供</p>	<p>地域社会活動を活性化させるため、多様なテーマに関する知識や情報を取得したり、課題解決に向けての多様な関係者の取組について相互に学ぶ機会を提供していきます。</p>	<p>区、町内会や市民活動団体等、すでに活動を行っている市民だけでなく、まだ参加していない市民や、専門機関、教育機関、民間企業等、課題解決に向けて協働で取り組むことが期待される多様な関係者が共に地域の課題や取組について知る機会を作っていきます。</p>

基本施策③ 多様な主体の協働関係の構築

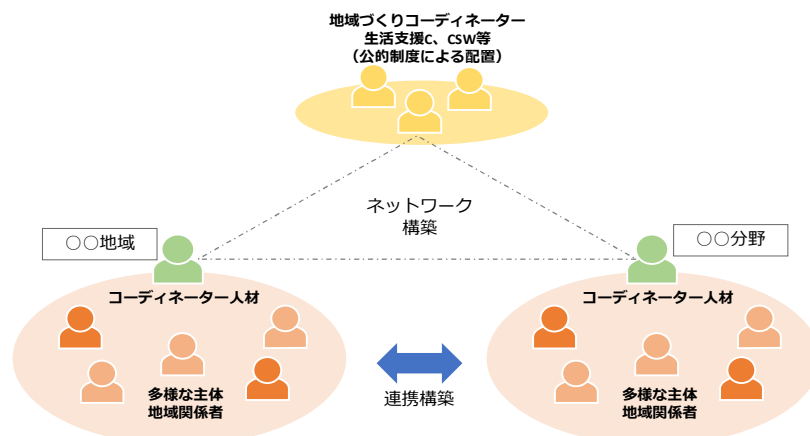
住民が抱える課題は複雑化、多様化しており、一つの主体では到底解決できない課題がほとんどです。住民が課題解決に向けて継続的に取り組んでいくためには、地域のあらゆる関係者がそれぞれの強みを生かしながら少しずつ取組を行い、その結果、事態が好転している手ごたえを得て、解決に向けた可能性を実感できることが極めて重要です。そのような成功体験の積み重ねが、地域の課題解決力の向上につながっていくことから、多様な主体が連携して課題解決に取り組むためのコーディネート機能を充実させていきます。

(1) 多様な主体の参加促進

施策	内容	強化方針
潜在的関心層の掘り起こし	地域社会活動に関心はあるが、まだ参加していない、又はもっと地域での活動の幅を広げていきたいと思っている市民が、新たな活動に参加できるようきっかけづくりを行います。	これまで参加していなかった市民がいきなり地域社会活動に参加するのはハードルが高いものの、個人の興味関心のある活動や身近な友人等が参加している活動については、心理的ハードルが低いことから、趣味活動や生涯学習、健康づくりといった自分の益になる活動をから、地域社会にかかわる住民のすそ野を広げていきます。
地域の多様な主体の参加促進	住民や地域だけでは解決が難しい専門的、または広範囲な課題については、公的機関、医療福祉等の専門機関、教育機関、民間企業等、さまざまな強みをもつ多様な主体の参加が欠かせないことから、関係機関への積極的な働きかけを行っていきます。	地域で解決したい問題について解決に向けて多様な主体が連携して取り組むためには、多主体の関係者が課題認識を共有する機会が必要であることから、話し合いの場づくりを行っていきます。 また、これまで地域住民だけでは解決することが難しい課題について、これまで関わりの少なかった多様な主体の参加を促し解決に向けての足掛かりをみつけていくため、市は民間企業や専門機関、大学等の教育機関に対して未解決な地域課題を共有することにより参加への働きかけを行っていきます。

(2) 多主体協働による地域課題解決の実践

施策	内容	強化方針
中間支援機能の充実	協働で地域課題解決を行うという直接的な経験を通じて、多様な関係者の連携・協力関係を構築しつつ新たに生じる地域課題解決に向けて関係者に働きかけを行うことができるコーディネーター的人材を、地域やテーマごとに発掘していきます。	<p>これまで、協働推進施策における中間支援機能については、協働拠点に配置する中間支援組織の立ち上げを前提としていましたが、昨今、地域共生社会の実現に向けた国の各種政策により大きく環境が変化し、市全域の地域づくりをすすめるコーディネーター人材が公的制度により配置され充実しました。</p> <p>そのため、今後さらなる中間支援機能の充実については、これら国の各種政策との整合性を図りつつ、地域やテーマごとに多様な主体との連携協力関係を構築できるコーディネーター的人材を、参画する多様な主体から発掘し、それらコーディネーター的人材が相互に連携できるよう支援していきます。</p>
多主体協働による地域課題への取組の実践	住民個人や単独の団体等だけでは解決が難しい専門的、または広範囲な課題について、公的機関、医療福祉等の専門機関、教育機関、民間企業等、さまざまな強みをもつ多様な主体の参加による実践を積み重ねていくものです。	特定の地域やテーマの課題について、地域の多様な関係者が連携・協力して解決に向けて取り組むことができるよう、国の制度で市や社会福祉協議会に設置されているコーディネーター人材（生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等）を中心として、多様な主体の参画を促しながら、地域課題解決の実践を積み重ねていきます。



第2次 豊明市協働推進計画（中間見直し版）

発行日 令和4年3月

発行 愛知県豊明市

企画 豊明市 市民生活部 市民協働課

〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1

TEL:0562-92-8306 E-mail:kyodo@city.toyoake.lg.jp
